

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0009010	公共牧野への新エネルギー施設 建設に係る農地転用の許可	公共牧野で電気事業法に基づく卸電気事業者 が新エネルギー施設を建設する場合には、第1 種農地でも農地転用の許可を可能としてほし い。	長年日本海沿岸の住民を苦しめてきた「たば風」「やませ」を利用し、電気事業法に基づく卸電気 事業者が地域資源を活用したエネルギー生産を目指す。 風力発電施設を建設するために最適な土地を調べたところ、公共牧野の採草放牧地とされ、採 草放牧地に建設する場合は農地法1種農地となるため、農地転用の許可ができない状況にあり ます。 そこで、地域独自のエネルギー生産に向けた施設を建設する場合で、電気事業法に基づく卸電 気事業者が公共牧野の採草放牧地に自然エネルギー施設を建設できるよう、第1種農地でも農 地転用の許可を可能としてほしい。		上ノ国町	北海道	農林水産省
0009020	公共牧野への新エネルギー施設 建設及び修理に係る一時転用の 許可不要	公共牧野への新エネルギー施設を建設する場 合または施設の修理をする場合、一時転用の 許可を不要とする。	現在風力発電施設の建設及び修理をする場合、仮設工作物の設置に係る一時転用の許可申請 が必要となっております。 しかし、許可されるまでには数カ月間の期間を必要とし、工事または修理する場合の対応が遅れ てしまい、その間はエネルギー生産ができない現状となっております。 ◆提案として 民間事業者と協力している町との間で一時転用をする場所について、期間内で問題なく完了す る旨の確約を交わした場合、町農業委員会へ協議することで、一時転用の許可を不要としてほし い。		上ノ国町	北海道	農林水産省
0012010	農地転用の緩和	都市計画法に定める地区計画内の農地は、 市街化調整区域内であっても原則転用可とし、 知事の許可とする。	地区計画は、都市計画法上「良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計 画」とされており、地区計画決定をした地域は、農地として存続することを想定していない地域で ある。よって、市街化調整区域内であっても、原則農地転用が認められることとする。 また、上記のような地域であることから、手続きの簡素化・迅速化を図るため、面積にかかわら ず許可権者を都道府県知事とし、農林水産大臣への協議も求めないこととする。		羽島市	岐阜県	農林水産省
0034120	市街化調整区域における土地利 用転換に係る農林調整の適用除 外	市街化調整区域における土地利用転換を伴う 都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針、区域区分、地区計画)の決定または 変更について、農振農用地以外の区域に限り、 国土交通大臣と農林水産大臣の法定協議を不 要とするともに、通知に基づく、県と地方農政 局の事前調整も不要とする。	農振農用地以外のエリアについて、法定協議や事前調整を撤廃することにより、高速道路イン ターチェンジ周辺など企業立地のポテンシャルが高いエリアに、大企業や関連する中小企業の立 地をスピーディーに行うことができる。このことから、雇用創出と地域経済の活性化が図られる。	市街化調整区域 における土地利用 転換に係る農林 調整の適用除外	埼玉県	埼玉県	農林水産省 国土交通省
0035010	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に 特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金 及び債権発行をすることができない。」という規 制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるた め、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が 証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在 住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざ す。「科学債」は、10年据え置き債の債権で、科学技術の研究結果が得られたときに配当・元本償 還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群 への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアと なすべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、 外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連 続してプロジェクトに就く機会を行い、その生活がワーケーションシステムによって、パーマネ ント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越さ れようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでに ある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の 横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題 の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力 を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係 る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	国家戦略つくばオ フィス実現プロジェ クト	国家戦略つく ばオフィス実現 委員会	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0035030	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	<p>・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価とする寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和</p>	<p>※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容 寄付を行った側： 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側： 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して： 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。</p>	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
0042010	企業立地促進法に係る包括的な規制緩和	企業立地促進法において、特例措置の一つとして森林法に基づく緑地規制を緩和する。	<p>縦割り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。</p> <p>提案理由： 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上に対し、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により立てられた地域森林計画の対象民有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率は概ね25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特例がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特例による恩恵が受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特例措置が認められていること、また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各省との連携による支援措置を掲げていることから、本特例措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考ええる。</p>		古河市	茨城県	農林水産省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043570	卸売市場法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政による監督規定の緩和 ・ 施設の用途変更についても管理する自治体だけで変更できるように規制緩和 ・ 指定管理者への委託業務範囲の拡大(許認可の一部や企画調整も委任可とする) ・ 各種報告業務等の簡素化(日々の取扱量の公表の簡素化など) ○ 市場取引の規制緩和 ・ 商物一致規制の更なる緩和 	<p>①現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大正12年に制定・公布された「中央卸売市場法」(昭和46年に「卸売市場法」に改正)は、制定以来80数年経過し、数次にわたる法改正がなされたものの、急激に変化する現代の流通構造への対応が不十分な状況。 <p>②問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場主要施設の用途変更については国の承認が必要なことから、機動的、弾力的に対応しにくい。 ・ 中央卸売市場の指定管理者制度は、卸売市場法関連規定により委任する業務の範囲が報告や施設の管理業務などに限定され、許認可や市場の活性化に向けた企画調整などの業務は委任ができず、民間のノウハウや企画提案力の活用が困難。 ・ 中央卸売市場では、日々の取扱量の公表など各種報告等の手続きが煩雑で場内業者の負担が大きく、また、指定管理者制度導入にあたっては、管理者の負担が大きくなり、経費削減が困難。 ・ 商物一致規制により効率的な取引に対応できない。 <p>③解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場主要施設の用途変更については機動的、弾力的な対応ができるように法令等の緩和を行う。 ・ 各種報告等の手続きなどで場内業者や指定管理者が負担とならないように法令等の緩和を行う。 ・ 指定管理者制度を導入するために、民間のノウハウや企画提案力を活用しやすいように法令等の緩和を行う。 <p>④効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場に係る規制を緩和することにより、取扱量の減少に歯止めをかけ、市場の活性化を促すことができる。 	競争力ある総合食料物流基地の構築	大阪府	大阪府	農林水産省